

令和4年度(2022年度)「インボイス制度説明会・登録申請手続きの相談会」

令和5年(2023年)10月から導入される消費税インボイス制度の概要の説明会および登録申請手続きの相談会を開催します。

日時

- ・2月22日(水) 14時～15時
- ・3月29日(水) 10時～11時

●場所／公益社団法人湯浅納税協会 3階会議室(湯浅町湯浅 2430番地77)

●定員／20人(先着順)

※開催日の1週間前までに申し込みが必要です。

●申し込み先／湯浅税務署 法人課 税部門 ☎63・5406(直通)

●主催／湯浅税務署・公益社団法人湯浅納税協会

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により開催を中止することがありますので、ご了承ください。

問 湯浅税務署 法人課税部門

☎63・5406

電話相談センターをご利用ください

国税庁では、電話での国税に関する一般的なご相談を、国税局および国税事務所ごとに設置している「電

話相談センター」で集中的に受け付けています。最寄りの税務署に電話をかけ、自動音声に従って番号「1」を選択すると「電話相談センター」につながります。ぜひ、ご利用ください。

なお、確定申告期については、番号「0」を選択すると「確定申告電話相談センター」につながるのをご利用ください。

問 湯浅税務署 ☎63・5351

医療

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の皆さまなど

「交通事故で役場へ届け出?」

●義務です 届け出 第三者行為

国民健康保険、後期高齢者医療保険にご加入の皆さまや福祉医療をご利用の皆さまは、交通事故など第三者の行為によってけがをした場合、役場への届け出が必要になります。

●第三者行為とは

第三者(自分以外の人)の行為が原因で治療を受けることになった場合を指します。

(例) 交通事故(自転車事故を含む)でけがをしたとき・暴力行為などで他者にけがをさせられたとき
― など

●なぜ届け出が必要なの?

第三者行為によりけがをしたときの治療費は本来、相手方が過失割合に応じて負担すべきものです。しかし、すぐに治療費を払ってもらえない場合などに被害者救済の観点から、届け出をいただくことで健康保険が立て替えられるようになっていきます。

またこの届け出により、健康保険から相手方(または損害保険会社など)に対し、健康保険が立て替えられた治療費を請求することが可能になります。

医療費の適正化にもつながりますのでご協力ください。

●届け出に必要なもの

- ・被保険者証
- ・印鑑(認め印)
- ・来庁者の本人確認書類(免許証など)
- ・交通事故証明書(交通事故の場合のみ)

※届け出後、傷病届済証明書を発行します。

※自損事故などは第三者行為ではありませんが、そのことを確認する届け出が必要な場合があります。

●注意事項

既に加害者から治療費を受け取っている(示談が成立している)場合や、仕事中や通勤中のけが(労働災害保険の対象)、また自身の飲酒運転や無免許運転などによる法令違反

の事故では、保険証が使えない場合があります。

【福祉医療を受給される方へ】

●福祉医療とは／乳幼児医療・子ども医療・重度心身障害児(者)医療・ひとり親家庭医療・老人医療です。

福祉医療受給者証をお持ちの方は、健康保険とは別に役場への届け出が必要になります。

※国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は一緒に届け出が可能です。※詳しくはお問い合わせください。

問 住民課(吉備庁舎)

下水道

下水道への接続を お願いします

下水道は、各家庭のトイレや台所などから排水される水を処理センターで安全できれいな水に処理し、川に放流しています。

公共下水道および農業集落排水が整備された区域にお住まいで、まだ下水道に接続していないご家庭は、早期の接続をお願いします。

問 下水道課